名称　下田港洲佐利埼沖D灯浮標
位置
所在地　静岡県下田港（下田灯台の西北西方約一九〇メートル）
北緯　三四―三九―一八
東経　一三八―五七―一四
変更した事項
位置
所在地　静岡県下田港（下田灯台の西北西方約三二〇メートル）
北緯　三四―三九―二〇
東経　一三八―五七―〇九
変更年月日　平成二十二年九月二十九日

名称　八重干瀬北灯標
位置
所在地　沖縄県宮古島市（池間島灯台の北方約一六キロメートル）
北緯　二五―〇四―三七
東経　一二五―一五―二四
変更した事項
位置
所在地　沖縄県宮古島市（池間島灯台の北方約一五キロメートル）
北緯　二五―〇四―一九
東経　一二五―一五―一六
記事　補正

名称　八重干瀬北西灯標
位置
所在地　沖縄県宮古島市（池間島灯台の北方約一三キロメートル）
北緯　二五―〇三―〇八
東経　一二五―一三―二八
変更した事項
位置
所在地　沖縄県宮古島市（池間島灯台の北方約一三キロメートル）
北緯　二五―〇二―五六
東経　一二五―一三―三〇
記事　補正

名称　八重干瀬南東灯標
位置
所在地　沖縄県宮古島市（池間島灯台の北東方約六・六キロメートル）
北緯　二四―五八―三九
東経　一二五―一七―〇〇
変更した事項
位置
所在地　沖縄県宮古島市（池間島灯台の北東方約六・三キロメートル）
北緯　二四―五八―三六
東経　一二五―一六―四八
記事　補正

○海上保安庁告示第二百三十七号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　東京国際コンテナターミナル船舶通航信号所
呼出名称
位置
所在地　東京都江東区青海三丁目地先
北緯　三五―三五―三二
東経　一三九―四七―四二
通信用
一　電話による場合
〇三―六四五七―一四五〇
二　ファクシミリによる場合
〇三―六四五七―一四五一
無線電話による場合
F三E　一五六・六五WMHz（チャンネル一三）　一〇W
F三E　一五六・六〇WMHz（チャンネル一二）　一〇W
通報用
一　電話による場合
〇三―六四五七―一四五〇
二　ファクシミリによる場合
〇三―六四五七―一四五一
電波の型式、周波数及び空中線電力又は電話番号若しくはファクシミリ番号
通報用
呼出用及び応答用
F三E　一五六・八〇MHz（チャンネル一六）　一〇W
通報及び通信に使用する言語
日本語及び英語
通報及び通信事項
観音埼と富津岬を結んだ線以北の東京湾にある船舶に対する、東京港国際コンテナターミナル建設工事実施海域及びその付近海域における次の事項
一　船舶の動向
二　工事又は作業の状況
三　気象海象の状況
四　航路標識の異常又は設置等の状況
五　その他船舶の航行の安全上必要な事項
通報及び通信時間
業務開始年月日　平成二十二年九月三十日
記事
一　船舶から依頼又は東京国際コンテナターミナル船舶通航信号所が必要と認める場合に通報及び通信事項に掲げる事項を提供する。
二　工事の実施状況により通報及び通信時間以外であっても情報を提供することがある。
三　東京国際コンテナターミナル船舶通航信号所が行う通報及び通信は、操船を指示するものではない。
四　社団法人東京湾海難防止協会管理

○海上保安庁告示第二百三十八号

航路標識の廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　東京灯標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北西方約三・三キロメートル）
北緯　三五―三五―〇三
東経　一三九―四七―五七
撤去年月日　平成二十二年十月一日
記事　一時変更

名称　東京西第六号灯標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の南東方約四・一キロメートル）
北緯　三五―三三―五八
東経　一三九―四九―四一
廃止年月日　平成二十二年十月一日

名称　東京西第十号灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（大井信号所の北北西方約二・一キロメートル）
北緯　三五―三五―五五
東経　一三九―四六―五〇
廃止年月日　平成二十二年十月一日

名称　東京西第十二号灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京十三号地船舶通航信号所の南南東方約一・八キロメートル）
北緯　三五―三六―一七
東経　一三九―四六―三四
廃止年月日　平成二十二年十月一日

名称　東京西第十四号灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（大井信号所の南方約一・一キロメートル）
北緯　三五―三六―三八
東経　一三九―四六―一八
廃止年月日　平成二十二年十月一日

名称　東京沖灯浮標
位置
所在地　東京灯標（京浜港東京区）の南東方約三・七キロメートル
北緯　三五―三二―三〇
東経　一三九―五一―二四
廃止年月日　平成二十二年十月一日

名称　東京沖灯浮標
位置
所在地　大井信号所（東京都大田区）の東南東方約七・七キロメートル
北緯　三五―三二―三〇
東経　一三九―五一―二四
撤去年月日　平成二十二年十月一日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第二百三十九号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　東京沖灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（大井信号所の南方約一・一キロメートル）
北緯　三五―三六―三八
東経　一三九―四六―一八
廃止年月日　平成二十二年十月一日

名称　東京灯標（京浜港東京区）の南東方約三・七キロメートル
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北西方約三・三キロメートル）
北緯　三五―三五―〇三
東経　一三九―四七―五七
廃止年月日　平成二十二年十月一日

名称　東京西第六号灯標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の南東方約四・一キロメートル）
北緯　三五―三三―五八
東経　一三九―四九―四一
廃止年月日　平成二十二年十月一日

名称　東京西第十四号灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（大井信号所の南方約一・一キロメートル）
北緯　三五―三六―三八
東経　一三九―四六―一八
廃止年月日　平成二十二年十月一日

名称　東京沖灯浮標
位置
所在地　大井信号所（東京都大田区）の東南東方約七・七キロメートル
北緯　三五―三二―三〇
東経　一三九―五一―二四
塗色及び構造　赤色球形頭標一個付　赤白縦じま塗　やぐら形
灯質　等明暗白光　明二秒暗二秒
光度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
点灯年月日　平成二十二年十月一日
記事　附属施設　レーダー反射器